

**平成 27 年度北多摩北部地域保健医療協議会  
健康なまち・地域ケア部会（地域別自殺総合対策協議会）  
会議録（要旨）**

【日 時】 平成 27 年 11 月 2 日（月）13 時 15 分から 14 時 45 分まで

【場 所】 多摩小平保健所 講堂

【出席者】 15 名（うち代理 2 名を含む）

石田委員、多賀谷委員、水澤委員（代理）、金子委員、大井田委員、齋藤委員、上木委員、野村委員、當真委員、武藤委員、山口（俊）委員（代理）、向山委員、田口専門委員、竹田専門委員、小野島氏（オブザーバー）

【欠 席】 4 名

本城委員、曾我部委員、新委員、山口（克）委員

【事務局】

芦野企画調整課長、齋東生活環境安全課長、水口保健対策課長、小松崎歯科保健推進担当課長、日高地域保健推進担当課長

【議 題】

**（1）地域保健医療推進プランについて**

（事務局）

- ・地域保健医療推進プランの推進方法について

現行の北多摩北部地域保健医療推進プランは、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年計画である。進行管理方法としては、地域保健医療協議会と 3 つの部会で取組状況の把握、進行管理を行っていく。平成 27 年度は中間評価、平成 29 年度は最終評価を実施して、次期計画の策定に反映させていく。

- ・中間評価の実施について

個別プラン 50 項目全てを対象に、平成 28 年 3 月末時点を基準日として達成度の評価を行う。各市関係課と保健所各課に取組状況シートの作成依頼をし、12 月末までに提出をお願いする予定である。部会での評価方法については、平成 28 年 2 月に合同部会を開催し、まず各実施主体の自己評価をもとに個別プランごとに評価をまとめ、その上で部会が所掌する個別プラン全体を通しての中間評価の総括をする。この結果については、平成 28 年度の地域保健医療協議会で報告する。

- ・各部会共通テーマの設定について

地域保健医療推進プランの個別プランは、進行管理の都合上、3つの部会のいずれかに振り分けられているが、他の部会にもまたがる事業、また相互に関連する事業等が多くある。そのため、各部会に横串を刺す意味で共通テーマを設定し、各部会が連携しながら地域保健医療推進プランのさらなる効果的な推進を図ることが共通テーマ設定の趣旨である。平成27年度の共通テーマは、「子供の健康」である。各部会の共通テーマの関連議題は、健康なまち・地域ケア部会では「子供の自殺予防対策について」、くらしの衛生部会では「お薬教育の取組について」、地域医療システム化推進部会では「小児救急医療提供体制の充実について」である。

## (2) 共通テーマ「子供の健康」関連議題

子供の自殺予防対策について（地域別自殺総合対策協議会関連事項）

課題別地域保健医療推進プランの取組（こころの健康づくりをすすめよう）

（事務局）

- ・多摩小平保健所における自殺予防啓発媒体作成の取組について報告

19歳以下の自殺者数は、全体に占める割合としては比較的少ないが、右肩上がりに増えており、軽視できない問題である。本圏域では、学校保健と地域保健の連携会議が行われており、自殺対策の必要性を学校と地域が共有して取組を推進していくきっかけとして、自殺予防啓発媒体を作成している。

平成23年度から25年度の3年間で中学1年生向けの教材の作成に取り組んだ。作成にあたり、圏域内の小中学校及び高等学校の学校長、養護教諭を対象に、子供の心の健康づくりに関するアンケートを実施し、113校から回答があった。アンケート調査の結果をもとに、小冊子を作成し、公立、私立の中学校55校、6,200人に配布した。現在は、特別区においても、増刷し、配布してもらっている。

中学生1年生に向けて作成した自殺予防教材の取組が、学校保健と地域保健の連携会議において評価され、小学校高学年の児童に対しても働きかけが必要であるという意見があがった。また、中学1年生向けの教材の作成にあたって実施したアンケートの結果により、教諭らは事例や教育の媒体を求めていることもわかり、平成26年度から小学生高学年向け媒体の作成にも取り組んでいる。作成した媒体は、小学生向け小冊子、教職員向け解説書、保護者向けリーフレットである。配布対象は、圏域5市の公立小学校75校、6年生の6,000人、教職員、保護者である。

今後の取組のスケジュールとしては、平成27年12月頃までに教育委員会、校長会、養護教育部会等への説明、模擬授業の実施を予定している。

本圏域の平成21年から26年の19歳以下の自殺者数は、人口動態統計によると男性が12名で女性が10名である。自殺の原因や動機は、警察の調査によると、学校問題が23%であった。家庭問題は3名であり、親も自殺者数の多い世代であるため、両方の世代にアプローチを続けていく必要を感じている。

(委員代理)

- ・国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センターでの取組について

平成18年の秋より、自殺予防に関わる人材の育成を主に行っており、様々な職種に向けた研修を実施している。

◇質疑応答

(委員)

中学1年生向け教材の作成にあたって、圏域内の小中学校及び高等学校の学校長、養護教諭を対象に実施したアンケートの回答で、過去5年間で自殺者は2名とある。自殺原因の分析がどのようになっているのか知りたい。

(事務局)

この2例についてではないが、2011年から2014年の本圏域のデータを見ると、警視庁の分析によると、19歳以下の原因・動機について、「家庭問題」との回答が合計でおよそ10%であった。「学校問題」はおよそ20%であった。

(委員)

自殺の原因として、本人の鬱病<sup>うつ</sup>の原疾患というのがあるかどうか知りたい。

(委員)

最近では、大人と同じようなストレス鬱病<sup>うつ</sup>が、1~2クラスに1人いてもおかしくない頻度で出てきており、特に中学生になると顕在化してくるケースがあるということがわかってきている。大人と同様、短絡的に自殺する場合もあれば、いくつかの要因が重なって自殺に至ることが子供にもある。

子供の場合、未熟であることから、悩み等の解決手段を知らないため、大人以上に行き詰まってしまうことがある。そのため、子供たち全員に対してアプローチしていく、ポピュレーションアプローチを行うのと同時に、ハイリスクの子供に対しては個別にサポートしていくことが必要である。

(委員)

最近、小児の精神病が少し増えていることから、それに対する治療ができるかどうかを見きわめる必要があると思う。カウンセリングの必要もあるが、そもそも精神病の治療が必要な子供に対する対策も必要だと思う。

(委員)

子供の自殺対策としては、学校のみならず地域においても子供たちを支えていく必要がある。

### (3) 児童虐待対策の推進について

(事務局 (欠席委員作成の資料を代読))

- ・小学校における児童虐待対策の取組について

どの小学校でも児童虐待については、素早い対応を心がけている。家庭環境の複雑

な子供や、保護者の価値観の多様化から様々なことを求められている子供など、様々な環境の中で育っている子供がいる。学校が子供たちの変化についてアンテナを張ることは、常日ごろから重要である。児童虐待は人権課題、子供にかかわる重大な人権侵害であり、どの学校、学級の子供にも起こり得るものと考え、その未然防止、早期発見、早期対応に学校では努めている。

日ごろの取組として、東京都より各教員に配布されている人権教育プログラムの冊子を中心に研修を実施している。児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリストを職員会議等で確認し、全教職員で共通理解を図り、子供たちを見るとき視点にしており、学校生活のあらゆる場で虐待と思われる変化を敏感に捉えるようにしている。また、日ごろからスクールカウンセラーを中心に、子供たちの心のケア等にも取り組み、全ての教員が児童虐待防止にかかわる正しい知識と認識を深められるようにしている。

関係機関、地域との連携として、地域からの連絡や学校での発見等、万が一、虐待を受けたと思われる児童については、学校内で組織的な対応を行い、細かく様子を観察している。同時に子ども家庭支援センターとの連携を図り、場合によってはケース会議等に発展する場合もある。さらに、地域での見守りが必要なケースは、主任児童委員、民生委員との連携も図っている。主任児童委員、民生委員との会議を本校では年2回、前期、後期で1回ずつ行い、情報交換を実施し地域での見守りをお願いしている。

(専門委員)

- ・東村山市での民生委員の活動内容について

東村山市には現在102名の民生委員がいる。その中で主任児童委員は9名。主任児童委員は児童委員の活動を共に行ったり、関係機関、子供家庭支援センター、市役所、学校と連携をとっている。

活動内容としては、公立小中学校において、学区域内の民生委員と学校の教諭とで学校懇談会を行い、民生委員と教諭が顔見知りになることで、学校の現状や地域での子供たちの様子などについて情報交換をしている。また、児童相談所、子供家庭支援センター、学校の教諭、民生委員とで四者協という地域連絡協議会を年に一回行い、顔の見える関係づくりや、専門的知識の収集などを行っている。

地域住民などから様々な通報や相談が寄せられた場合には、まずは、事実関係を確認した後、適宜子供家庭支援センターや学校等に相談しアドバイスを仰いでいる。至急なケースや重篤な場合は、子供家庭支援センターが速やかに対応するが、それ以外の場合は地域で見守りを続けている。

直接的な見守りができない場合は、近隣住民に協力を仰ぎ、子育て中の母親やその子供たちに声かけなどをしてほしいと依頼することもある。親自身が精神疾患を持っているケースなど親自体がトラブルを抱えているという例も多く、そのような住民が

地域の中で敵対するのではなく、地域社会にとけ込めるような手助けができればと思い、日々活動をしている。

親や子供とのつながりができるように、地域の様々な行事に参加し、情報を得ながら、ちょっと気になるんだけど、ということが自然にできる関係づくりを心がけている。

(オブザーバー)

・小平児童相談所の取組について

小平児童相談所は、多摩地区で9市を管轄している。平成27年4月から9月までの管内の虐待及びその他の相談の受理件数は、916件である。そのうち虐待案件は合計331件であり、今のところ昨年並みで、極端には増えていない。しかし、平成21年の虐待受理件数と比べると、わずか6年で2倍を超えている現状。

被害児童は3歳以下に多く、保護者の精神疾患と密接な関係があることから、児童相談所では、主治医や保健師等の専門職に助言を仰ぎ、殊に個別ケース検討会などでは出席を求め具体的な提案をしてもらうなどして、総合的なアセスメントに努めている。また、低年齢児の保護者、殊に母親からの保護してほしいという訴えに対しては、速やかに現場に行き確認したうえでリスクアセスメントを行っている。

平成16年度の児童虐待防止法改正の中で、要保護児童対策地域協議会の法制化がされたことによって、一層、強固なネットワークの構築が求められている。死亡事例に関して関連機関がかかわっていないケースが多いことから、協議会の重要性は高いと感じている。ただ、単に問題を共有し安心するのではなく、支援が停滞することがないようにすることが課題にもなっている。

早急に対応することが必要である重篤なケースへの介入を機能的に行うために、情報提供、援助要請、送致という3段階に分けて、子ども家庭支援センターと協業関係を続けている。

その他、市との連携強化としては、虐待対応コーディネーターの育成に協力している。また、研修の一環として市職員に、援助方針会議に定期的に参加してもらい、ノウハウ等を提供している。さらに、子ども家庭支援センターの受理検討会に定期的に参加し、虐待ケースの全体的な進行管理などを行っている。

虐待の発生及び深刻化の防止として、毎週の援助方針会議とそれに伴うチームの協議において、虐待の進行管理を行うことで、情報を共有し、リスクを複数の目で確認している。また、平成27年より特定妊婦の進行管理も同時並行して行うようになり、市から情報があつた場合には、児童虐待の視点で進行管理をしている。

複数の目と危機管理と、危機に対する目盛り合わせを心がけて漏れないようにしているところではあるが、その精度を上げることが今後の課題であると認識している。

医療連携専門員や家庭復帰支援員の配置、児童福祉司や心理士の増員といった人員

体制の強化、また、一時保護所の充実は今後の課題であると思われる。

(委員)

特に通告に関して近隣住民が迷うことがある。通告の考え方について、啓発が必要である。

(委員)

基本的には虐待のおそれがある場合には通告をしてもらって構わない。各市の子供家庭支援センターも泣き声通告の相談を受ける窓口になっており、子供家庭支援センターの方が、ステップを踏んだ対応ができる現状もある。

(委員)

・武蔵野大学の産後ケアセンター桜新町の取組について

世田谷区が、子供虐待の 2 次予防、早期発見、早期対処という位置づけの施設として、虐待死の多いゼロから 4 カ月児に焦点を当てて、産後に助けてくれる人がいないといった母親と子供のショートステイとデイケアを行っており、世田谷区の委託を受けて、武蔵野大学が事業運営を行っている。

ゼロから 4 カ月という、産後早期の出産育児の時期に孤立することなく、身体的・精神的にもサポートを受ける体験は、母親自身の成長の機会にもなっているのではないかと感じる。ただ、産後ケアセンターという箱ものの場だけではなく、医療機関や行政の母子保健サービスとの連携が大切であると感じる。武蔵野大学はカウンセラーを週 2 日配置し、また、助産師等を雇用することで直接運営に携わっている。

(委員代理)

・東村山市の子育てひろばの取組について

国の子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画の中の 1 つとして、利用者支援事業子育てパートナー「ころころたまご」を平成 27 年 10 月 1 日から開設した。母親が気軽に立ち寄って相談できるように、専門相談員を 2 名配置している。

10 月 1 日から 30 日の間に、約 430 件の来場、相談があり、約 360 件が情報提供である。個別の深い相談になったケースは 70 件程度であった。

相談内容については、保育園等の施設の場所が知りたいなどの相談が多い。養育に関する悩みといった細かい相談の場合には、個別の相談室等も用意している。

(委員)

保健所の会議で児童虐待が話題になったということ自体、すばらしいと思った。本来、児童虐待防止の所掌は児童相談所だが、顔の見える関係を築き、連携して取り組んでいくという体制はすばらしい。

(委員)

虐待通報したことにより、近隣の関係が悪化することもあることから、通報の仕方や、どういった場合に通報したらいいかということが、通報する側に十分に浸透されていない

と感じる。

(委員)

予防的な視点をもつことや、対象を見きわめながら啓発をしたり、連携しながら地域でケアをしていくということが大切だと感じる。保育園から小学校へ、などライフステージの変化によって、関係機関のサポートが途切れてしまったり、フォローしきれなかったりすることもある。メリハリをつけた対策を地域住民の協力のもとに行うことで、一人一人の子供や家庭がSOSを安心して出せ、きちんとキャッチしてもらえる地域をつくっていききたい。そのために、保健所としても来年以降も取組を強化していきたい。

以上